

- 1 議案名 徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
について
- 2 提案理由 特別支援学校の「部主事」について「管理職」としての位置づけを
なくし、「主任」と同格の職とすることに伴う職務内容等の変更に伴
い、各部の主事に命ずることができる職等を改める必要がある。
- 3 関係法令 なし

教 職 員 課
特別支援教育課

徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

特別支援教育課・教職員課

1 改正の理由

特別支援学校の「部主事」について「管理職」としての位置づけをなくし、「主任」と同格の職とすることに伴う職務内容等の変更に伴い、各部の主事に命ずることができる職等を改める必要がある。

特別支援学校の「部主事」について

(1) 現状

- ① 県立の特別支援学校（8校2分校）の各部（小学部、中学部等）には、「部主事」を「管理職」として配置している。
- ② 特別支援学校の各部の主事（以下「部主事」という。）は、各部を統括し、各部内の運営・調整はもとより、人事案件等についても行っている。
- ③ 「部主事」は、異動で転勤する場合以外、その役職から外れることはない。

(2) 課題

- ① 学校の効率的・効果的な運用
教頭と管理職としての部主事で役割分担をしているが、実態を踏まえ、効率的・効果的な組織体制への改善を要する。
- ② 部主事の登用方法
部主事の登用について、校長の推薦を基本としており、適正な登用方法になっていない。
- ③ 教頭への登用
部主事から教頭選考審査を受審する者が非常に少ない。

(3) 対応

- ① 「部主事」の「管理職」としての位置づけをなくし、「主任」と同格の職とし、学校の意志決定のスピード化を図る。
- ② 「管理職手当」は廃止し、各部の連絡・調整等を行うことから「教育業務連絡調整手当」を支給する。

(4) 参考

- 部主事が管理職としての位置づけでない→27道府県
(H24.3 特別支援学校の部主事に係る全国調査)

2 改正の概要

徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年徳島県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

- 一 特別支援学校の各部に属する職のうち、各部の主事に命ずることができる職を「主幹教諭、指導教諭又は教諭」から「指導教諭又は教諭」に改めることとした。
- 二 その他所要の整備を行うこととした。

3 施行期日

平成28年4月1日

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則 の一部を改正する規則</p>	<p>課（室）名 教育委員会 教職員課</p>
	<p>担当者名 喜多 泰信</p>
	<p>電話番号 三一三三</p>
<p>制定理由 特別支援学校の各部の主事の職務内容等の変更に伴い、各部の主事に命ずることができる職等を改める必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 特別支援学校の各部に属する職のうち、各部の主事に命ずることができる職を「主幹教諭、指導教諭又は教諭」から「指導教諭又は教諭」に改めることとした。 二 その他所要の整備を行うこととした。 三 この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法令など</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要 ・ 否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月 日

徳島県教育委員会

委員長 松 重 和 美

徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

徳島県立学校の職員の職の設置に関する規則（昭和二十二年徳島県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「特別支援学校の主事」を「特別支援学校の各部の主事」に改め、同条第十九項中「主事」を「各部の主事」に改め、「主幹教諭、」を削り、「をもつて充て」を「のうちから命ずるものとし」に改める。

第二条の二中「司書教諭」の下に、「特別支援学校の各部の主事」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

改正後	現 行
<p>(学校職員の職)</p> <p>第二条 県立学校には、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十九条、第六十二条及び第八十二条において準用する同法第三十七条に規定する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師(非常勤講師を含む。以下同じ。)<u>及び養護助教諭、同法第六十条に規定する実習助手並びに同法第七十九条に規定する寄宿舎指導員のほか、事務課長、事務室長、室長補佐、主査、事務長、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、人権教育主事、学年主任、特別活動主任、家庭科長、学科主任、農場長、司書教諭、特別支援学校の各部の主事、寮務主任、舎監(非常勤舎監を含む。以下この条において同じ。)、保健主事、係長、主任、主任主事、主任司書、主事、司書、実習主任、主任寄宿舎指導員、図書専門主任、技師(介助)、技師(実習)、船長、機関士、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、技師(業務)、技師(調理)、技師(炊事)及び技師(運転)を置く。</u></p> <p>2 18 (略)</p> <p>19 特別支援学校の各部の主事は、その部に属する<u>指導教諭又は教諭のうちから命ずるものとし、校長の監督を受け、部に関する校務をつかさどる。</u></p> <p>20 40 (略)</p>	<p>(学校職員の職)</p> <p>第二条 県立学校には、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十九条、第六十二条及び第八十二条において準用する同法第三十七条に規定する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師(非常勤講師を含む。以下同じ。)<u>及び養護助教諭、同法第六十条に規定する実習助手並びに同法第七十九条に規定する寄宿舎指導員のほか、事務課長、事務室長、室長補佐、主査、事務長、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、人権教育主事、学年主任、特別活動主任、家庭科長、学科主任、農場長、司書教諭、特別支援学校の各部の主事、寮務主任、舎監(非常勤舎監を含む。以下この条において同じ。)、保健主事、係長、主任、主任主事、主任司書、主事、司書、実習主任、主任寄宿舎指導員、図書専門主任、技師(介助)、技師(実習)、船長、機関士、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、技師(業務)、技師(調理)、技師(炊事)及び技師(運転)を置く。</u></p> <p>2 18 (略)</p> <p>19 特別支援学校の<u>主事は、その部に属する主幹教諭、指導教諭又は教諭をもつて充て</u>、校長の監督を受け、部に関する校務をつかさどる。</p> <p>20 40 (略)</p>
<p>第二条の二 前条第一項に規定する職のうち、<u>教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、人権教育主事、学年主任、特別活動主任、学科主任、農場長、司書教諭、特別支援学校の各部の主事、寮務主任、舎監及び保健主事は、当該学校の指導教諭又は教諭のうちから、校長が命じ、委員会に報告しなければならない。</u></p>	<p>第二条の二 前条第一項に規定する職のうち、<u>教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、人権教育主事、学年主任、特別活動主任、学科主任、農場長、司書教諭、寮務主任、舎監及び保健主事は、当該学校の指導教諭又は教諭のうちから、校長が命じ、委員会に報告しなければならない。</u></p>